別記様式第十八

(表)

第　　号

身　分　証　明　書

住　所

ふりがな
氏　名

職　名　　年令

上記の者は、河川法第　条の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。

発 行 年 月 日

有　効　期　限

任命権者　　印

□

(裏)

河川法抜すい

(許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査)

第78条　国土交通大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

備考

「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。